

附帯決議

議案第177号「大阪市職員基本条例案」については、条例制定の趣旨である職員が市民のために全力を尽くすことができる組織となり、適切な公務執行の確保による真に市民から信頼される市政を実現するために、市長及び執行機関は次の点に留意すること。

1. 条例の運用にあたっては、職員の執務意欲の高揚を図り、職員が市民全体の奉仕者として全力を挙げて職務に精励できるよう十分に留意すること。
2. 相対評価の実施にあたっては、客観性・公正性を確保するなど職員に不公平感が生じないように努めること。
3. 職員の再就職規制については、憲法で保障する「職業選択の自由」に十分配慮し適正に実施すること。
4. 条例施行後、適宜運用の実績を検証し、必要な改善措置等適切な運用の確保に努めること。